

平成 24 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名	佐世保重工業株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 湯下 善文
コード番号	7007
	東京第 1 部、福岡
問 合 せ 先	総務部長 澁谷 明幸 (TEL 03-6861-7312)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の具体的な内容を決議し、平成 21 年 6 月 24 日開催の当社第 87 回定時株主総会において承認を得て、旧プランを導入しております。旧プランの有効期間は、平成 24 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなり、平成 24 年 6 月 26 日開催予定の当社第 90 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。

そこで、当社は、平成 24 年 5 月 18 日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくため、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします（以下、更新後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

なお、本プランへの更新に当たり、形式的な文言の修正を行っておりますが、旧プランからの実質的な内容の変更はございません。

当社の平成 24 年 3 月 31 日現在の大株主の状況は、別添「大株主の状況」のとおりです。

また、本日現在、当社が具体的に第三者から当社株式の大規模買付行為の提案を受けている事実はありませんので、念のため申し添えます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（基本方針）

当社は、旧佐世保海軍工廠をルーツとし、昭和21年10月の創業以来、「顧客の信頼に応える品質とサービスを提供する」を基本精神に、伝統ある技術と豊富な実績を活かしつつ変革を進め、顧客の長期的な満足を得られる高品質製品の開発と製造販売に注力しております。また、平成21年10月1日の会社創立63周年を機に、新たに「企業理念」、「旗印」及び「社員行動指針」を3つの志として制定いたしました。すなわち「伝統と変革」を旗印に、「地元の期待に応え、日本社会の役に立ち、世界からも信頼されるものづくり企業になろう、そうあり続けよう。」の企業理念の下、安全や品質、環境保護を大切にする社員行動指針に沿って事業を行うことで、企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。

当社が、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、上記に加えて(i)船舶分野を中心に長年にわたって培ってきた伝統ある技術力と豊富な実績を基に、得意分野に注力しつつ、顧客のニーズに合った高品質製品を開発・製造すること、(ii)伝統を守り、その強みを活かしつつも、時代の趨勢と社会のニーズに沿った事業形態の変革を実現していくこと、(iii)基地所在の造船所として、顧客、地域社会との間で長期間にわたって築いてきた信頼・協力関係を維持・発展させること、(iv)地域に根ざした事業等を通じて築き上げられた、内外からの信頼と期待に応え得る企業活動を行うこと、等が不可欠であると考えており、これらが中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付等の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行ったりすること等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を設けておくことが必要であると考えております。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上のための取組み

当社は、平成 20 年の米国金融危機に端を発した世界同時不況、その後の欧州債務危機などへ対応するために、1 年ごとの経営計画に基づいて足許を固めた事業展開の徹底、事業・投資の選択と集中、経営基盤のさらなる強化を図っております。このような着実な経営を行うことで、地元の期待に応え、日本社会の役に立ち、世界からも信頼されるものづくり企業になることを目指しております。

今後のわが国経済は、原油高や原子力発電所の停止による電力不足懸念などの不安要素はあるものの、東日本大震災の復興需要などに伴い回復基調に向かうと考えられますが、依然高止まりしている円高水準の影響もあり輸出産業を中心に厳しい状況が続く可能性があります。一方、世界経済においては、欧州債務危機への懸念をはじめ経済の正常化には至っておらず、また、中国などの新興国経済の成長が鈍化することへの懸念や、中東情勢不安に伴う原油高により米国経済が下振れするリスクを抱えているなど、景気の先行きは不透明な状況であります。

造船業界においては、船腹の供給過剰の状況が続いており運賃も低迷していることなどから新造船の船価は依然低水準にとどまっている一方で、2012 年も引き続き新造船の竣工が史上最高レベルで続くと考えられることから新規受注に向けた競争はさらに激化すると予想されます。国内造船所においては、長期化する円高や資機材価格高騰への対応、韓国・中国との競争に打ち勝つためのさらなる競争力の強化、ベテランから若手への技能伝承などが引き続き大きな課題となっております。機械業界においては、東日本大震災による被災地復興需要が見込まれるものの、当社の主力製品であるクランク軸など船舶用機器業界においては、新造船マーケットの低迷等による採算性の悪化が懸念されます。

こうした状況に対応するために、引き続き足許を固めた事業展開の徹底、事業・投資の選択と集中、経営基盤のさらなる強化を行うことにより、予想される厳しい経営環境に対応し、全社決算の改善につなげる実効性のある施策を実施してまいります。

他方、創業以来の基本精神である「顧客の信頼に応えうる品質とサービスを提供することや、伝統ある技術と豊富な実績を活かしつつ変革を進め、顧客の長期的な満足を得られる高品質製品の開発と製造販売を行う事業運営方針はまったく変わっておりません。加えて平成 21 年 10 月 1 日に制定した 3 つの志、すなわち「企業理念」、「旗印」及び「社員行動指針」に沿って事業を行うことで、企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。当社は、1 年ごとの経営計画の中で、こうした精神に則って経営を行うことで企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。すなわち主力の新造船事業を中核に据え

つつ、修理船事業と機械事業をさらに強化し、収益力を高めてまいります。具体的には、(a) 当社の主力事業である新造船事業においては、船腹の供給過剰と海運マーケットの低迷などの厳しい状況へ対応するために操業を縮小する方針とし、低船価での無理な受注を避けると同時に、固定費の削減を実施し採算の改善に努めてまいります。その一方で、資機材をはじめとする製造コストのさらなる低減による競争力の強化と新しい戦略船種を開発し受注活動の強化を図ってまいります。(b) 修理船事業については、引き続き地の利を活かした艦艇事業の強化、特殊船・客船など高付加価値船に対応できる技術力の向上を図るとともに、一般商船事業について当社保有のエンジニアリング能力を発揮し、併せてさらなるコストダウンを達成することにより受注の拡大を図ります。(c) 機械事業においては、これまでの設備投資の効果を最大限発揮してコストダウンを強化することにより受注量の確保・拡大を図ります。(d) さらにこれら既存事業に加え、事業開発室を中心に新規事業の立ち上げ・発展を図るなどの施策に重点的に取り組んでまいります。

これらの取り組みにより、新造船事業の操業縮小による影響を吸収しながら業績の回復及び早期黒字化を目指してまいります。

以上により、引き続き当社の伝統を活かし、さらに時代の変化を先取りすべく自己変革を追求し、全社一丸となって現下の厳しい時代を勝ち抜いていく所存です。

2. コーポレート・ガバナンスの強化のための取組み

当社は、平成18年6月29日開催の当社第84回定時株主総会において、取締役の任期を1年とし、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化しております。また、現在の取締役7名のうち2名を社外取締役とし、客観的立場からの助言・指導を受けております。

監査役についても現在の監査役4名のうち社外監査役を2名とし、さらにそのうち1名を弁護士、1名を税理士とすることで監査体制の強化を図っております。内部監査については監査室を設置し、定期的に社内各部署・子会社の業務執行につき内部監査を行い、監査役とも連携して業務改善指導を行っております。

その他、経営会議及びリスク管理・コンプライアンス委員会を毎月開催し、経営上の諸問題の検討・討議を行って迅速に意思決定を行うとともに、コンプライアンスの徹底と問題解決に注力しております。さらに内部統制推進室を設置し、会社法及び金融商品取引法の下での内部統制システムの維持強化にも取り組んでおり、今後とも一層の企業統治の仕組みの強化と経営の透明性を図り、更なる企業価値の向上と株主共同の利益の確保・向上を追求する所存です。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され

ることを防止するための取組み

1. 本プランへの更新の目的

旧プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として導入されたものでありますが、同様の目的により、上記Iに記載した基本方針に沿って、本プランへ更新いたします。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b) 本プランに係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付等（下記(2)「本プランに係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付等又はその提案を行う者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」ご参照）。

(c) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株

予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙 1 ご参照）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、これに加えて本新株予約権の無償割当ての実施に際して、独立委員会が、株主総会を招集し本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することが相当であるとしてその旨当社取締役会に対して勧告した場合には、当社取締役会がかかる株主総会を招集することとしております。なお、本プランの更新時における独立委員会の委員には、当社社外監査役から西本恭彦氏が、また、社外の有識者として木崎晃氏がそれぞれ再任し、社外の有識者として豊貞雅宏氏が新たに就任する予定です（各委員候補者の氏名及び略歴は別紙 2 ご参照）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大 50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付又はこれに類似する行為（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付者等には予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

となる買付

- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合(例：業務提携に伴う買付等の場合)を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ(共同保有者⁸、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、法令順守状況、当該買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。)
- ② 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。)
- ③ 買付等の価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇・対応方針
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）の提出を受けた場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間内において、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、必要があれば

償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して新たに勧告することができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても直ちに本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当ではない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

② 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見及び独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して新たに勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合に

は、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内（但し、原則として 30 日間を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から株主総会の招集及び本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議（当社定款第 15 条第 1 項に基づく決議となります。）がなされた場合には、当該株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に必要な手続を遂行します（当該株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の決定がなされた場合には、当社取締役会は、本新株予約権無償割当ての実施に関する決議を行います。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を速やかに行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議

が行われた場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会又は株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるか否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

- (a) 上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他の本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合

- (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (g) 買付者等による買付後の経営方針又は事業計画の内容が不十分又は不適當であるため、当社における本源的価値の源泉である、当社と顧客及び地域社会との間の継続的な信頼関係又は協力関係に重大な支障をきたすおそれのある買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」ご参照）。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会又は当社株主総会が、本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定められる割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定められる日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定められる価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定められる日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定められる期間とします。但し、下記(i)項②に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者⁹、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者¹⁰、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者¹¹(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細は、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。

⁹ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹⁰ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注10において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注10において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹¹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます（本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存すると、直前の取得以降に当社取締役会が認める場合に複数回の取得が行われることがあります。）。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(5) 本プランへの更新の手続

本プランへの更新にあたっては、当社定款第15条第1項の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランへの更新時に株主の皆様にご与える影響

本プランへの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任頂いているにすぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において別途定められる割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値の希釈化が生じることになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、上記 2.(2)「本プランに係る手続」(d)に記載するとおり、当社は、一旦本新

株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにこれを中止したり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響（損害となる場合もあります。）を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内で、かつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出して頂いた上で、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、原則として本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定められる行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の

手続に従い、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記 II.の取組み）について

上記 II.に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化のための取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 III.の取組み）について

(1) 当該取組みが上記 I.の基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- (2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本プランは基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

- (b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されるものであること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

- (c) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において、当社定款の定めに基づき本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の決議がなされることを条件として旧プランを本プランに更新させて頂く予定です。また、上記 III.2.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、当社株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

- (d) 当社取締役の任期が 1 年であること

当社は、取締役の任期を 1 年としており、当社の株主総会で選任された取締役

で構成される取締役会により本プランを廃止することができるものとされていることから、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(e) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに関し、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます(上記 III.2.(1)「本プランの概要」にて記載したとおり、本プランの更新時における独立委員会の委員には、西本恭彦氏及び木崎晃氏がそれぞれ再任し、豊貞雅宏氏が新たに就任する予定です。)

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記 III.2.(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施等を行うことがないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(f) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 III.2.(2)「本プランに係る手続」(d)及び(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当てが実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(g) 第三者専門家の意見の取得

上記 III.2.(2)「本プランに係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アド

バイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(h) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 III.2.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議

- ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・代替案の株主に対する提示
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
 - ・ 独立委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会による代替案を株主に対して提示するものとする。
 - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

西本 恭彦（にしもと やすひこ）

弁護士

佐世保重工業株式会社 社外監査役

藍澤証券株式会社 社外監査役

株式会社タムロン 社外監査役

（略歴）

昭和 21 年 11 月	生まれ
昭和 45 年 3 月	慶應義塾大学 法学部法律学科 卒業
昭和 52 年 6 月	弁護士登録
昭和 60 年 4 月	東京経済法律事務所（現新生綜合法律事務所）開設
平成 16 年 1 月	佐世保重工業株式会社 仮監査役
平成 16 年 6 月	同社 監査役
平成 17 年 7 月	藍澤証券株式会社 監査役
平成 19 年 3 月	株式会社タムロン 監査役
平成 21 年 6 月	株式会社 RISE 監査役

※ 西本恭彦氏は会社法第 2 条第 16 号に規定される当社社外監査役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

木崎 晃（きさき あきら）

株式会社東海理化電機製作所 元会長

（略歴）

昭和 10 年 4 月	生まれ
昭和 34 年 3 月	神戸大学 経済学部 卒業
昭和 34 年 4 月	トヨタ自動車工業株式会社 入社 (昭和 57 年 9 月トヨタ自動車株式会社に名称変更)
昭和 61 年 12 月	米国トヨタ自動車販売株式会社 取締役
昭和 63 年 9 月	トヨタ自動車株式会社 常勤監査役
平成 6 年 6 月	株式会社東海理化電機製作所 代表取締役社長
平成 12 年 6 月	同社 代表取締役会長
平成 16 年 6 月	同社 相談役
平成 18 年 6 月	同社 顧問

平成 19 年 6 月 同社 顧問 退任

※ 木崎晃氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

豊貞 雅宏（とよさだ まさひろ）

九州大学 名誉教授

（略歴）

昭和 19 年 3 月	生まれ
昭和 44 年 3 月	大阪大学大学院 工学研究科溶接工学専攻修士課程修了
昭和 44 年 4 月	日立造船株式会社 入社（技術開発本部 技術研究所）
昭和 61 年 3 月	同社 退職
昭和 61 年 4 月	九州大学 工学部 助教授
平成 3 年 3 月	同大学 工学部 教授
平成 17 年 4 月	同大学 工学部 教授 兼 鉄鋼リサーチセンター 教授
平成 19 年 3 月	同大学 退職
平成 19 年 5 月	同大学 名誉教授
平成 19 年 8 月	九州大学大学院工学研究院 学術研究員、特任教授

※ 豊貞雅宏氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当ての当社取締役会決議又は当社株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定められる割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定められる日とする。

II. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

- 1) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- 3) 上記1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当

て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2)）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定められる価額とする。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において別途定められる日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定められる期間とする。但し、下記(7) 2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共

同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。

- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
- ② 当社を支配する意図がなく上記1) (i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1) (i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1) (i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1) (i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当

社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認められた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所及び福岡証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償

責任その他の責任を一切負わないものとする。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

- (6) 新株予約権の譲渡制限

1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であつて、上記(4) 3) 及び 4)の規定により新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。

① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か

② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か

③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か

④ 譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

- (7) 当社による新株予約権の取得

1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
新株予約権無償割当て決議において別途決定される。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 24 年 5 月 18 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

大株主の状況

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

株 主 名	持 株 数	持株比率
新 日 本 製 鐵 株 式 会 社	15,658千株	9.76%
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	12,110	7.55
吉 田 海 運 株 式 会 社	6,147	3.83
シ ン コ ウ 株 式 会 社	4,150	2.59
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	4,120	2.57
佐 世 保 重 工 業 佐 栄 会	3,322	2.07
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,066	1.91
株 式 会 社 親 和 銀 行	2,590	1.61
株 式 会 社 福 岡 銀 行	2,590	1.61
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,505	1.56

(注) 持株比率は、自己株式(1,485,710株)を控除して計算しております。